

琵琶湖の「杓の銭」と中近世の堅田・菅浦

佐野 静代

はじめに

享保一九年（一七三四）、近江国膳所藩主の命によって編纂された地誌書『近江輿地志略』には、浅井郡の項として以下のように不思議な一節がある。

尾上村 今西村の北にあり、相傳尾上湊といふは此地にて朝日湊と云ふも是也、子細あつて今に湖中狐船より杓の銭と號して運上をとる。土民云ふ廢帝論旨をなし下されて湖水の狐頭となる故に、堅田の狐師より「うぐひ」百・樽二つを正月二十日に尾上村におくるといふ。一説に廢帝にあらず聖武天皇の論旨なりともいへり、今焼失してなし⁽¹⁾。

文中の「堅田の狐師」とは、中世の鴨社御厨以来の伝統を持ち、近世にも湖上特権を保持した滋賀郡堅田の漁撈集団である⁽²⁾。対する尾上は琵琶湖の北東岸に位置する一村落到すぎず、近世に突出した漁業活動を行っていたわけで

もない。この尾上に堅田側が毎年「運上」を納めていたという本書の記述は、きわめて特異なものといえる。この記事に最初に目をとめたのは、琵琶湖漁業史研究の先駆者、伊賀敏郎であった。伊賀は「尾上共有文書」の分析から、この慣行が近世末期まで実在したことを明らかにしたうえで、しかし「その由来並びにこれを「杓の銭」と称した理由は判然せぬ」と述べている⁽³⁾。

堅田は琵琶湖の舟運にも強大な権利を持ち、中世には「上乘」の利権として浦々から上納金を得ていたことが知られる⁽⁴⁾。このように琵琶湖中で最も優勢であったはずの堅田が、尾上に対してだけは逆に湖水の「運上」を払わねばならなかったという事実は、どのように理解されるべきであろうか。管見の限りでは、伊賀以外にこの問題を取り上げた研究はみられない。

そこで本稿では、堅田から尾上へ差し出された「運上」の理由と、それがなぜ「杓の銭」と呼ばれたのか、この呼称の意味について明らかにしたい。結論から言えば、それは堅田と中世惣村として著名な菅浦との、中世以来の關係に起因するものだったことになる。

1. 堅田から尾上への「運上」

伊賀はその著『滋賀縣漁業史』において、近世の「尾上区有文書」のうち堅田からの「運上」について記す以下の四点を紹介している。

- A. 「指上申手形之事」寛文十一年（二六七二）正月廿七日
- B. 「指上申手形之事」貞享四年（一六八七）七月六日

C. 「一札之事」貞享五年（二六八八）正月八日

D. 「乍恐人皇四十五代聖武天皇様往古々大切也由緒書之写」慶応四年（一八六八）四月

このうちAでは、堅田より毎年正月の「二番下り」の際に、「上酒五斗」と「頭うぐい」七〇尾を持参するはずであったのが、今年は都合で「二月下り」まで延引したい旨の願い出がなされている。それから十六年後のBは、堅田が当年の「上酒五斗」と「頭うぐい」七〇尾を怠ったことについて、大津百艘船仲間寄衆を仲介として詫びたものである。伊賀はあげていないものの、尾上共有文書にはもう一通、堅田からの「運上」に関わる無年紀の書状（二月晦日付け）があり、尾上村より「大津小野半之介様」宛てに、舟奉行が替わってから堅田が運上を持参しなくなったため、尾上村支配の場所への入猟を断る旨を差し出している（これを史料Eとする）。小野半之介とは延宝八年から元禄一二年まで在任した大津代官小野宗清を指し、また船奉行（琵琶湖の船舶および漁撈等の利益を管轄）の交替とは、天正期以来歴代船奉行に任命されてきた観音寺の僧侶が、貞享二年に罷免されたことを指すとみられる。よって史料EはBと同じく貞享期のもつと推定され、この頃尾上と堅田の間で「運上」をめぐる相論が起ったことを示している⁽⁵⁾。この相論では尾上側の訴えが容れられ、その主張に沿った内済が大津百艘船仲間寄衆を仲介として進められた。この結果がB・Cなのであり、Cでは未納分の酒とうぐい七十の代銀を四匁三分と定め、尾上に届けることが記されている。なおDは、この「運上」の由来に関する幕末の口碑を記したもので、聖武天皇の竹生島行幸の折に尾上村と菅浦村が船頭をつとめたため、前者には山林が、後者には湖水の権利が与えられたこと、その後両者はこれを取り替えて、尾上が水面を領したことが記されている。「堅田之猟師共」が「海之年貢」として毎年正月に酒と肴を持参することや、それが「只今迄無変毎年」続いていることも述べられている。

ここで、上記の史料群について、伊賀の指摘以外にも注目すべき点をあげておきたい。まずBによれば、この「運

上」とは舟運ではなく「獵仕り候」ためのもので、尾上村の漁場への入漁料と位置づけられる。よってこの当時の堅田は、そもそも尾上村支配の水域に対して漁業権を持っていなかったことがうかがえる点に注意したい。このことはEの尾上村支配の場所への「入獵断り」という文面からも裏付けられる。第二に、この尾上の漁場で漁を行っていた堅田獵師とは、Cに「釣獵師」と書かれていることから、近世の「堅田四方」のうち小番城と呼ばれる地区に居住し、延縄漁を主業としていた集団であつたことが判明する。この堅田の延縄漁は水深六〇mまでの深い水域で操業が可能であり、水深十五mまでの浅水域を対象とする琵琶湖の一般的な沿岸漁とは大きく異なることが特徴である⁽⁶⁾。

それでは、この堅田釣漁師たちが入漁した尾上村支配の漁場とは、具体的にはどの範囲の水域だったのであろうか。この点については、AとDに関連する記述がみられる。Aには、今後もし運上の酒肴を持参しなかつた場合には、「南ハいでの濱光妙一ぐのはり境、西ハ竹生嶋、北ハ塩津之浦迄尾上村之獵場へ参る間敷候」との文言がみられる。このうち漁場の南限を示す「いでの濱光妙一ぐのはり境」について伊賀は不明としているが、筆者は「沖島共有文書」中に、宝永五年（一七〇八）の尾上村の水鳥獵場の四至として、南界は「光明之塚切」、「西沖ハつ、ら尾切」、「北ハ塩津入江」とあることに注目したい⁽⁷⁾。「光明之塚」とは「いでの濱光妙」に通ずるものと考えられ、尾上の水鳥獵場の南限は早崎村領獵場との境界、おそらく海老江村付近とみられることから、「いでの濱光妙一ぐのはり境」もこの付近を指すと推定される。したがって「尾上区有文書」Aで示される尾上村の漁場とは、海老江―竹生島―塩津を囲む水域と推定される（図一）。

この範囲は、「沖島共有文書」に記載された水鳥獵場とも多くが重なっており⁽⁸⁾、尾上村がこの時期実際に漁を行っていた水域と考えられる。しかしながら尾上村の支配下にあつた水域とは、当時尾上が実態としては出漁していなかった水域も含めると、この範囲をさらにこえるものであつた可能性がある。それを示唆するのが前掲Dの史料であ

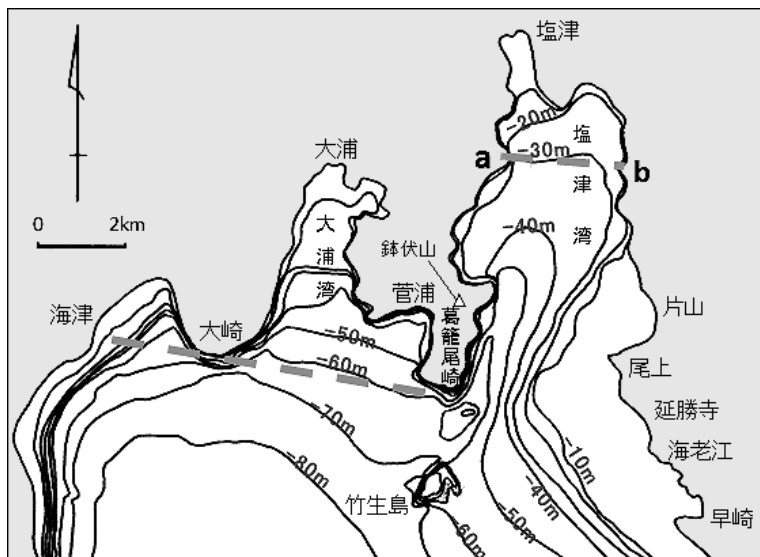


図1 尾上村と菅浦村の漁場位置関係図

る。

Dでは尾上村の領海として、「北ハ海之涯横波限、西ハ海津前、南ハ漕先霞限」をあげ、この範囲はもともと「菅之浦持分之湖海」であったこと、それを「長浜二御城有之節」に「当村持分之山林」と引き替えたものと述べている。ここで伝承される菅浦から尾上に譲られた領海の範囲は、前掲Aで西境とされた竹生島を越えて琵琶湖西岸の海津まで及ぶものであり、大浦湾をも含む広範な水域となっている。この文書は幕末のものにすぎないとはいえ、しかし筆者はこれを単なる伝承として片付けすることはできないと考える。なぜなら、慶長期に菅浦村と尾上村が湖水と山林を交換したとする書状が、中世以来の物村文書である「菅浦文書」のなかに伝存しているからである。以下、この問題について追及したい。

2. 菅浦と尾上の「かへ地かへ海」

「菅浦文書」中には、慶長元年の年紀を持つ次のような書状が存在する（菅浦文書九四四号）⁽⁹⁾。

〈史料1〉

端裏書

「おのへ八ふせとうミとかへ地事」

さし趣申^(趣)かへ地かへ海手形之事

一、菅浦村之りやうはをおのゑ村江渡、

一、おのゑ村之山八ふせ平をみちニ仕、菅浦江御かへ、

右之かへみち・かへうミ両方相對を以、かゑ申所実正明白也、しかれども、本証文ハ菅浦村ニ残シをく子細者、若後々おのへ村と菅浦村とせんさく仕候時、本証文残シ置不申候てハ、菅浦村之うミのりやうはしれ不申候ニ付而、本証文菅浦村ニ残シをく、若又此かへうミのりやうはニ付テ、脇々何角さまたけ入申候ハ、菅浦村之本証文を出シ、申わけ仕候而らち明ケ可申候、為後日仍而如件、

慶帳^(長)元年

申ノ二月一日

浅井郡菅浦村

惣中判

浅井郡おのゑ村

惣中様まいる

この書状は従来慶長期の真正な文書とされてきたが⁽¹⁰⁾、しかし最近東幸代によってこの年紀には疑義が出されており⁽¹¹⁾、即これを正文とすることは困難である。ただし、前章で述べた貞享四年の堅田との相論時には尾上村の漁場関連文書が整えられていた可能性が高いことを勘案すると、本文書の作成は少なくともそれ以前には遡るものと考えられる⁽¹²⁾。

史料1の文中の「おのゑ村之山八ふせ平」とは、塩津湾を挟んだ尾上の対岸、葛籠尾崎にある現在の鉢伏山であり、菅浦集落の背後に位置している（前掲図1）。尾上村はここに飛地を持っていたことになるが、たしかに近世には葛籠尾崎の東側一帯は「向山」と呼ばれて、対岸の片山や延勝寺・今西の持山あるいは草場とされていた⁽¹³⁾。よって史料1は菅浦がこの山に道をつくり、持地とするのと引き替えに、尾上に菅浦の「うみのりやうは」すなわち漁場を渡すことを約束したものである。じつは「尾上共有文書」のなかにも、これと同文の写しが「替地替うみ証文案」として存在している⁽¹⁴⁾。慶長の年紀は仮託であるとしても、近世初期の両村にはたしかに「かへ地かへ海」を必要とするような事情があったことが推定される。

この湖と山の交換については、その背景に菅浦の近世における生業の変化があったことを考えねばならない。菅浦は一三世紀以来漁撈に深く携わっており、藏人所・内藏寮供御人として漁業権益の保持に努めてきたイメージが強い⁽¹⁵⁾。しかし戦国期には山畑での油桐（絞油原料）栽培を本格化させており、柴・割木出荷とあわせて湖から山稼ぎへと生業の場をシフトさせていった様相が認められている⁽¹⁶⁾。慶安四年（一六五二）の菅浦村では、年貢の全収納高の約五八%を油実で納めるまでとなっており、菅浦における油桐栽培の重要性が指摘されている⁽¹⁷⁾。近世初頭、この山畑の新規開拓のために村域の背後斜面が必要となり、尾上村の山地と菅浦の湖面との交換が成立したものである⁽¹⁸⁾。近世の菅浦では中世の状況とは異なり、湖水の小物成もみられず漁撈活動が低調であったことが指摘されてい

るが⁽¹⁹⁾、それは上のような漁業から山稼ぎへの生業のシフトによるものと考えられる⁽²⁰⁾。

史料1の文面には、菅浦から尾上に引き渡された漁場の範囲を示す直接的な表現はみられない。しかし文中の「本証文残シ置不申候てハ、菅浦村之うミのりやうはしれ不申候」という表現からは、これとは別に菅浦の手に残された「本証文」に、漁場の範囲が明記されていたことがわかる。ではこの「本証文」とはいかなるものであったのだろうか。

この点については、すでに田中克行の詳細な考察がある⁽²¹⁾。田中はこの「本証文」を、「菅浦文書」の中世の「堅田浦・菅浦庄契約状」(三九七号)を指すものとしている。その文面は以下の通りである。

〈史料2〉

端裏書
「かたゝの証文之状」

近江国堅田与菅浦海上相論事、

右契約之趣者、海津之地頭所之御媒介仰申、潮上(湖)のすな(漁)とりのし(四至榜示)はうしを定申処如此、然塩津口西東并大崎

同・海津前不可子細者也、就中小野江・片山ほうちやう被直差候条、殊更以喜悅候、然間此上者海上すなとりに(五)よて、聊雖為、子々孫々違乱妨成申、更々不可有者也、仍為後年証拋明鏡四時はうし状如件、

今堅田 道賢(花押)

西浦 妙願(花押) 次郎左衛門(花押)

惣領 道寂(花押) 道信(花押)

道満(花押) 道観(花押)

応永四年十一月廿四日

道忍（花押）

この契約状は応永四年（一三九七）、菅浦と堅田の間で起こった漁業相論の結果として結ばれたもので、菅浦と堅田との「すなとりのししはうし（漁の四至榜示）」を示している。つまりここに記された「塩津口西東井大崎同・海津前」までの水域では、堅田側の操業は排除されており、この範囲が一四世紀における菅浦の支配水面だったことになる。

この応永の契約状が近世初期に「本証文」と呼ばれ、尾上との「かへ地かへ海」の拠りどころとされたのは、尾上にゆずられた菅浦の領海がこれに相当するからに他ならない。したがって、この四至内の水域こそが近世尾上の領海となった範囲であったことになる。このような推定の下では、前章の尾上共有文書のDが尾上村の領海を「北ハ海之涯横波限、西ハ海津前、南ハ漕先霞限」と表現していたことも、全くの虚構とは言い切れないことになる。

こうして尾上は菅浦から広大な領海を得たと推定されるが、しかし彼らはその水域に自ら出漁したのではなかった。後述するように、尾上はこれを堅田の漁師に下請けさせたのである。尾上自身はなぜこの漁場で操業しなかったのか、そして、堅田からのいわば入漁料がなぜ「杓の銭」と呼ばれたのか、その理由を明らかにするために、次章でこの四至内の水域の実態について考えてみたい。

3. 菅浦の領海の範囲

前章の史料2では、「すなとりのししはうし（漁の四至榜示）」は「塩津口西東并大崎同・海津前」と表現されている。ではこの応永契約状の示す菅浦の領海とは、実際にはどのような範囲であったのか。

「塩津」とは塩津湾の最奥に位置する集落であり（前掲図1）、また「大崎」が現在の海津大崎を指し、「海津前」が海津集落の前面を意味することについてはこれまで異論はない。しかし筆者は、「塩津口東西」という表現には、先行研究では論じられていない具体的な意味があったと考える。これは漠然と塩津付近を示した語ではなく、地元ではある特定の地点を指示する呼称だからである。菅浦の漁師達は今日なお、図1の塩津湾中程のa点とb点を結んだラインを「シオツゲチ」と呼んでいる²⁴⁾。この両地点について、aは「石屋」という岬で菅浦と月出村との村界にあり、bは山梨子村と片山村の村界で「ウログミ（浦神）」と呼ばれる有漏神社の鎮座地である。有漏神社は漁師達の信仰を集めた舟楫の神で、湖岸に位置するその鳥居は航行上のランドマークとなっていた²⁵⁾。社伝によれば、「往昔湖上操舟の神として鎮座し、遠く江南堅田方面の漁民、この地に出漁することも多く、その舟操守護の神として崇敬した」という²⁶⁾。「塩津口東西」とは、この湖上のランドマークとなる両地点を東西に結んだラインといえるのではないだろうか。

いま「塩津口東西」の位置をここに比定すると、菅浦と堅田との漁の四至「塩津口西東并大崎同・海津前」とは、図1の点線として復原される。この図によれば、塩津湾でもa-bライン以南までは堅田の入漁が認められていたことになる。ただし史料2文中には「就中小野江・片山ほうちやう被直差候条、殊更以喜悦候」とあり、尾上・片山が

ここで「ほうちやう（方張）」、すなわち浅い沿岸部に適した四つ手網漁を行っていたとみられることにも注意しておきたい²⁸⁾。

一方、菅浦側にとって領海となる範囲は、①塩津湾の a—b 以北と、②大浦湾から菅浦前面の水域、および③海津前の水面だったことになる。したがってこれらの水域が、近世初期に菅浦村から尾上村へと譲られた「湖水」の具体的な内容であったと推定される。このうち中世の菅浦にとってより本質的な漁場は、②の大浦湾—菅浦前面の水域であったと推定される。一四世紀の菅浦は堅田との相論を繰り返しているが²⁹⁾、応永頃と推定される相論に際して³⁰⁾、堅田が侵入して網を打ったのは菅浦の「まゑのうら」³¹⁾であり、菅浦側は「於此浦十八丁之内、堅田人々あみをうたせず候所」として、この水域から堅田を閉め出すことに躍起になっている³²⁾。このような相論の実態は、換言すれば堅田側にとつてもすでに一四世紀から、この水域が魅力的な漁場に映っていたことを示していよう。

近世初期に菅浦が尾上に譲った領海とは、このような空間的実体を持つ水域であった。しかしこれを受け取った尾上村が、そのうち最も重要な②の水域に、自らはほとんど出漁していなかったことに注意したい。その理由は、当漁場の水深にあると考えられる。図1にみるように②の漁場境界線付近の水深は六〇mに達しているが、これは前近代の琵琶湖漁業では堅田の延縄漁だけが到達しうる漁撈の限界水深に相当する³³⁾。すなわち近世までの地引網・舁など琵琶湖の一般的な沿岸漁法では、水深一五mまでの水域でしか操業できなかったため、尾上自身はこの水域において行使できる漁撈技術を持っていなかったことになる。そこで尾上は、自ら出漁するのではなく堅田へ下請けさせることを選択したと考えられる。

この菅浦前面水域での漁撈の実態については、すでに前稿でも分析したところであるが³⁴⁾、菅浦沖から竹生島にかけては琵琶湖の固有種であるピワマスとイワトコナマズの主要生息地であり、延縄漁のみがこれら二種を味覚のよい

晩秋～冬期に捕獲することが可能であった⁸²⁾。菅浦の沖合域は、延縄漁にとつては琵琶湖中で最良ともいえる漁場だったのであり、堅田はその価値を知っていたからこそ、中世から度々入漁して相論を引き起こしていたのであろう。中世の菅浦は供御人となることでこの水域から堅田を排除し、堅田側の沖取りによる漁獲圧から水産資源を守っていた。しかし中世末期から近世初頭にかけて、菅浦の生業は油桐栽培を中心とする山稼ぎにシフトし、漁業からは遠ざかっていく。それにかわって堅田が尾上からの下請けの形で、入漁を実現させたと推定される。この漁場請負の代価こそが、「杓の銭」と呼ばれたものだったことになる。

堅田から「杓の銭」として酒とともに尾上に納められた「頭うぐい」とは、冬期の大型のウグイと考えられる。一般に、琵琶湖のウグイは産卵遡河する三月以降が漁期とされ、それ以前の湖中の深水域にいる時期の漁獲は困難である。しかし堅田の漁師たちは延縄漁によってこれを捕獲することができ、明治期までウグイは彼らにとつて重要な漁獲対象魚種となっていた⁸³⁾。したがって、「頭うぐい」七〇尾という貢納物は、堅田釣漁師の沖合漁を象徴する獲物だったといえよう。

4. 竹生島神領と「杓の銭」

「杓の銭」という呼称の由来についても、中世の菅浦との関わりから分析されるべきと考える。前章の②大浦湾～菅浦前面の水域は、菅浦にとつて最も重要な漁場であったが、この範囲がすべて描き込まれた中世の絵図が存在する。著名な「近江国菅浦与大浦下庄堺絵図」（以下、菅浦絵図と略称する）である（図2）。

この絵図をめぐる先行研究は数多く、そのほとんどは絵図の成立年代を探ることを目的としている⁸⁴⁾。しかし本稿

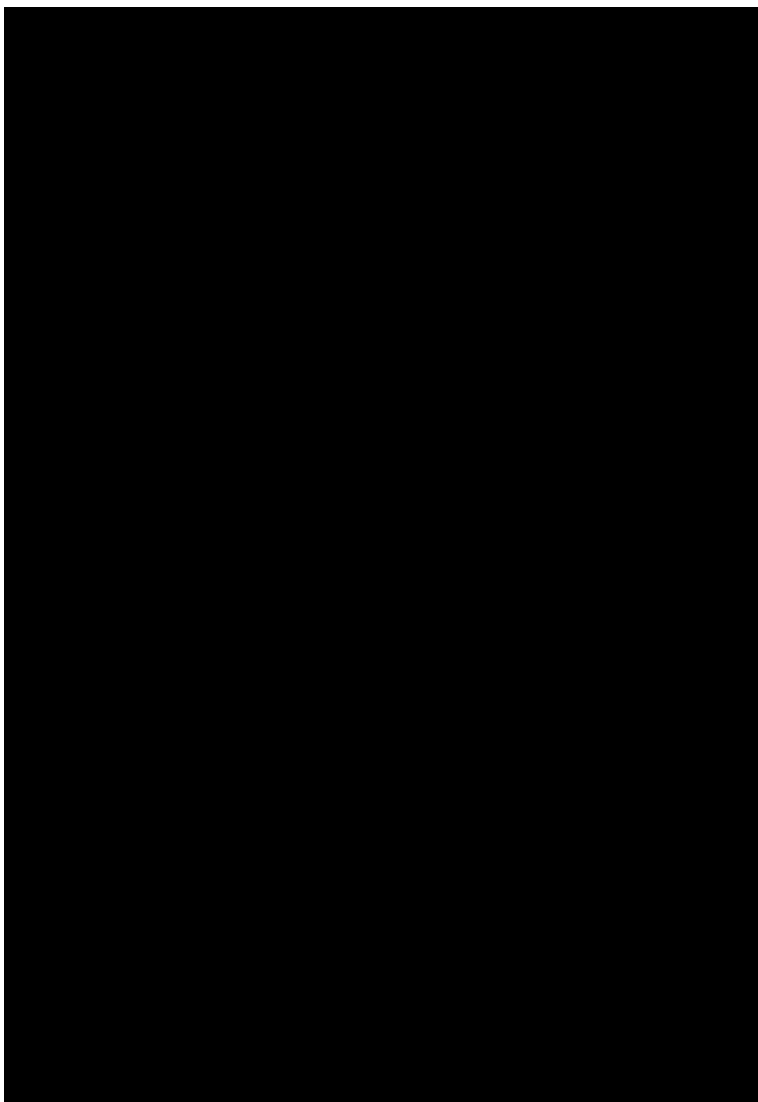


図2 近江国菅浦与大浦下庄堺絵図
(菅浦区所蔵、滋賀大学経済学部附属史料館写真提供)

では、この絵図の描写する範囲と、そこに含まれる水域の意味について考察したい。

この絵図は菅浦と大浦庄との堺相論に関わって作成されたもので、その主題は係争地の境界を描写することにある。それは著名な日差・諸河の耕地の帰属問題であった。しかし、これら係争地の描写以上に大きなスペースが割かれているのが、画面下半分の竹生島の部分である。絵図の下半分は、「竹生島を描くためだけに存在」⁽³⁵⁾しており、その描写に相論現場を上回るほどの力点が置かれていることに対して、これまで多くの研究者から疑問が出されてきた。この問題について瀬田勝哉は、本図の画面下半分の描き方は鎌倉南北朝期に流行した宮曼荼羅あるいは縁起絵と共通するものであり、本絵図の作成には縁起絵を積極的に利用できる者が関与していたとする⁽³⁶⁾。そこで瀬田は、菅浦絵図の作成は暦応の相論時に、当時の菅浦の領主・竹生島の下で行われたと結論している。

黒田日出男は瀬田の論点をうけて、菅浦絵図が竹生島を大きく描いているのは、菅浦が竹生島の神領であることを強調するためであり、すなわち菅浦絵図は、神領菅浦を大浦庄との堺相論から守ろうとする意図で描かれたとする⁽³⁷⁾。黒田はこの絵図の構図について、「中心に描かれた竹生島が、その背後に二つの半島状の地を従えている表現」とするが、この「二つの半島」とは葛籠尾崎と海津大崎であり、そこに挟まれているのはすなわち前章で述べた②の大浦湾と菅浦前面にかけての水域である。黒田の指摘するように、本図での竹生島の位置は現実よりもかなり西方に寄っており、竹生島が両半島の真ん中、すなわち②の水域たる「大浦湾を塞いでいるかのように」描かれている⁽³⁸⁾。この構図は、竹生島が当水域を領していたことを強調し、菅浦の「地」だけでなく、②の水域もまた竹生島神領であったことを示しているよう。このように菅浦絵図が日差・諸河だけでなく、湖上用益を含む広域の領有を主張して作成された可能性は、すでに下坂や小山によっても指摘されている⁽³⁹⁾。

そもそも菅浦絵図の作成に用いられたという縁起絵とは、「竹生島縁起」を絵解きするためのものであり、「竹生島

縁起」自体は南北朝初期にはすでに成立していた⁽⁴⁰⁾。この「竹生島縁起」が盛んに喧伝された時期とは、まさしく竹生島が菅浦の領主として相論に積極的に関与していた建武・暦応の頃に重なっている⁽⁴¹⁾。この時期の菅浦側の相論文書では、竹生島明神の神威が盛んに強調されており、それはさながら「竹生島縁起のダイジェスト版」であったことも指摘されている⁽⁴²⁾。菅浦住民が内蔵寮供御人や日吉神人にとどまらず、竹生島の神人・寄人的存在であったことを想像させる内容といえる。

この「竹生島縁起」の本文には、漁場をテーマとする本稿の関心と関わって注目すべき点がある。縁起には、竹生島の浅井姫命が「召諸魚令運重石。今云魚崎。魚集之處也。又召諸鳥令落殖木種。今猶衆鳥来集之岑也。」⁽⁴³⁾とあり、この女神が魚鳥を寄りつかせる神として描かれている。中世には「魚の寄る神」という觀念があり、それが伊勢神宮の阿漕浦など神祇供祭の漁場・御厨を設定する根拠となっていることは、芥米一志が指摘しているところである⁽⁴⁴⁾。魚と水鳥はいずれも琵琶湖では重要な捕獲対象であり、すなわち竹生島の神には漁の神としての性格が濃厚に認められる⁽⁴⁵⁾。神自身が魚を呼び寄せた水域とは往々にして良好な漁場であり、そこでは神人漁民だけが、供祭・神事の名目において漁撈を行うことができた。竹生島神領として菅浦絵図に描かれた上記の水域では、菅浦の住民達が竹生島の女神すなわち弁才天に捧げる供御の漁場として、湖上特権確保を意図したことが想定される。

ここにおいて、この漁場の請負料が「杓の銭」と呼ばれたことの意味も明瞭に浮かび上がってこよう。「杓」とは「柄杓」であるが、それは中世の勸進・喜捨を乞う時に用いられる道具であった⁽⁴⁶⁾。例えば清水寺・長命寺など中世の社寺参詣曼荼羅には、柄杓によって参詣者たちから寄進の銭を受け取っている社僧・神人たちの姿が多く描かれている。すなわち「杓の銭」の原義は神仏に捧げられる金銭であり、尾上の受け取る「杓の銭」とは、本来は竹生島の女神、すなわち漁の神としての弁才天に捧げられるものであったと推定される。弁才天が魚を寄りつかせた湖面は、

中世には竹生島神人たる菅浦住民の漁場であったが、近世初期には菅浦の手を離れて尾上村へ譲られることになった。その際、実際の漁場行使者となった堅田から支払われる「運上」は、神領へ立ち入る代価として「杓の錢」の名で呼ばれたのではないだろうか。近世末期まで続いた尾上の「杓の錢」の慣行は、一四世紀の菅浦絵図にも描かれた神領としての菅浦の湖面領有に由来するものだったと結論づけたい。

おわりに

本稿では一八世紀の地誌書に記された尾上村と堅田の「杓の錢」慣行に注目し、その由来が中世の菅浦および竹生島の漁場支配にたどれる可能性を提起した。近世の口碑にすぎないと思われた断片的な記述から、中世の堅田と菅浦をめぐる漁場相論や漁場の実態について、数々の知見を見出すことが可能である。

菅浦は尾上との「かへ地かへ海」に際して領海の四至を記す「本証文」を手元に残し置いたが、二章の史料1にあるように、尾上に対しては、もし「此かへうミのりやうは二付テ、脇々何角さまたけ入申候ハ、菅浦村之本証文を出シ、申わけ仕候而らち明ヶ可申候」ことを約束していた。実際に尾上と堅田との間では、第一章で述べたように貞享四年に「運上」をめぐる相論が起こっており、その際尾上側の有力な証拠として、菅浦の保管する「本証文」（応永四年の契約状）が「かへ地かへ海」証文とともに提出されたと考えられる。田中がすでに指摘しているように、「菅浦文書」のうちに応永の契約状の写しが二通あり、その一通（七九七号）の文末に「おの江・堅田出入二付、此通おのへ与遣申候跡書」とあるのは⁴⁷⁾、この折のことではないかと推測される。

「杓の錢」慣行が幕末まで続いていたことを考慮すれば、当水域の漁場としての重要性は近世を通じて継続してい

たものと推定されるが、一方、一九世紀には、竹生島の「方八町之内」は殺生禁断の地とされ、禁漁区となつて居る様相を見ることが出来る⁽⁴⁸⁾。ただし、堅田の釣獵師が風待ちのために島に寄港する場合のあつたことも知られ⁽⁴⁹⁾、堅田が島付近の漁場において、変わらずに延縄漁を行つていたことも明らかである。

この竹生島の周囲八町の殺生禁断がいつの時代まで遡るか、それを示す史料は残っていない。しかしこのことは、竹生島への信仰をめぐる時代的な変遷を反映するものではないかと考へる。竹生島は神仏習合の島であるが、黒田日出男がすでに指摘するように、中世の菅浦絵図では宝嚴寺（神宮寺）よりも弁才天社（都久夫須麻社）の方に表現の中心が置かれていた⁽⁵⁰⁾。前述の竹生島縁起や謡曲「竹生島」においても、漁人の信仰を集める弁才天の姿が濃厚である。しかしやがて西国札所として宝嚴寺の観音信仰へと比重が移つていくにつれて、「観音の眼前」での殺生が忌まれるようになった可能性が推定される。神人以外は禁漁とされた神祇供祭の漁場から、観音霊場の殺生禁断という空間認識の変容プロセスをうかがうことができよう。

〔付記〕

本稿は長浜市文化的景観保存活用委員会の「菅浦の集落景観保存調査」において、聞き取り調査の際に地元の皆様よりいただいた御教示を構想的端緒としている。調査時の区長島田均様はじめ、菅浦絵図の掲載をご許可いただいた現区長島内悦路様および菅浦区の皆様は厚く御礼申し上げます。

註

- (1) 寒川辰清『近江輿地志略』（本稿では刊本として宇野健一『新註近江輿地志略全』弘文堂書店、一九七六を用いた）。
- (2) 堅田の詳細については、林屋辰三郎・飛鳥井雅道・森谷剋久編『新修大津市史2 中世』一九七九および同『新修大津市史3 近世前期』一九八〇に解説がある。

- (3) 伊賀敏郎『滋賀縣漁業史上(概説)』滋賀県漁業協同組合連合会、一九五四。
- (4) 鍛代敏雄によれば、一六世紀の堅田は尾上からも「上乘」職に伴う課役銭として一貫三百文を徴収していたという。同「戦国時代の関所についての一試論」近江国沖島の湖上関をめぐって」日本歴史五〇七号、一九九〇(のちに同著『中世後期の寺社と経済』思文閣出版、一九九九に所収)。
- (5) 尾上の「太田家文書」にはEと同文の無年紀の書状があるが、その年を「卯」としているため、やはりBと同じく貞享四年のものとして推定される。
- (6) 滋賀県内務部『滋賀県漁具の説明と漁業手続』滋賀県内務部、一九三四。
- (7) 沖島共有文書「鳥獵場境之覚書」宝永五年(一七〇八)九月。
- (8) ただし琵琶湖の水鳥の獵場は魚漁とは別の秩序として領域が設定されているため、魚の漁場範囲と完全に合致しているわけではないことにも注意が必要である。水鳥獵場の設定の論理については、東幸代「江戸時代における琵琶湖の鳥獵について——獵場支配の観点から」(西川幸治・村井康彦編『環琵琶湖地域論』思文閣出版、二〇〇三)を参照。
- (9) 以下、菅浦文書の引用は、滋賀大学経済学部史料館編『菅浦文書上』滋賀大学日本経済文化研究所、一九六〇、同『菅浦文書下』、一九六七の文書番号による。なお、この書状については、後述の応永四年の契約状との関わりで、田中克行が分析を加えている(田中克行『中世の惣村と文書』山川出版社、一九九八、五三―五六頁)。以下の菅浦文書の翻刻は田中の校訂に従った。
- (10) 前掲(9)田中論文。
- (11) 東幸代はこの文書の年紀表記に矛盾のあることを指摘しており(慶長への改元は文禄五年一〇月に下る点)、その真正性には疑問が提起されている(東氏のご教示による)。東幸代「近世の菅浦」(長浜市文化的景観保存活用委員会編『菅浦の集落景観保存調査報告書』長浜市教育委員会、印刷中)。
- (12) 前章で触れたように、貞享四年の「運上」をめぐる相論では尾上側の主張が全面的に認められており、この相論に際して菅浦とも連携のうえ、関係文書が提出された可能性が高い。前章の史料Bでも、堅田からの手形として、今後もし「運上」を怠った場合には「尾上村の証文」割之内へハ参申間敷候」とあり、この時すでに尾上の漁場支配を示す「証文」が存在していたことがわかる。なお、「証文」についての詳細は以下に述べる。
- (13) 古関大樹「葛籠尾半島の争論と絵図」(高月町編『高月町史景観・文化財編分冊二』二〇〇六)一七〇―一七三頁。

- (14) 尾上共有文書「替地替うみ証文案」慶應元年申二月一日。
- (15) 例えば網野善彦『日本中世の非農業民と天皇』岩波書店、一九八四にみえる菅浦供御人像など。
- (16) 赤松俊秀「戦国時代の菅浦―供御人と惣統論」京都大学文学部研究紀要五、一九五九、一八三―二三七頁。
- (17) 太田浩司「中世菅浦における村落領域構成―景観復原を通して」史林七〇―四、一九八七、一二四―一四九頁。
- (18) 水野章二は、中世後期の村落の新たな柴確保の動きについて、「山林資源にアクセスするには、山へ入る道作りが前提だった」ことを指摘している（同「中世の里山空間」〔勝山清次先生退職記念事業会「勝山清次先生退職記念献呈論文集」京都大学大学院文学研究科日本史研究室、二〇一三、四〇一―四二〇頁〕。「おのゑ村之山八ふせ平をみち二仕」という菅浦の動きも、山畑を主眼とはするが、これに合致するものであろう。
- (19) 前掲(11)東論文。
- (20) この山稼ぎへのシフトに伴う菅浦の背後山地の環境変化については、別稿にて詳述している。佐野静代「水辺の生活と中近世の景観」〔長浜市文化的景観保存活用委員会編『菅浦の集落景観保存調査報告書』長浜市教育委員会、印刷中〕。
- (21) 前掲(9)田中論文。
- (22) 地元での聞き取りに際しては、菅浦区長（当時）の島田均氏にお世話になった。
- (23) 長谷川博美「阿曾津千軒と有漏神社考（前）」民俗文化五八四、二〇一二、六七三―六七四〇頁。
- (24) なお、地元の伝承では、堅田の延縄漁民達が当地付近の阿曾津の竹を伐って船棹に用いていたという（高月町教育委員会編『高月町のむかし話』一九八〇）。
- (25) 文中の「ほうちやう」が方張をさす可能性については、すでに伊賀（前掲(3)）と田中（前掲(9)）の指摘がある。
- (26) 菅浦文書三九七号、三九八号。
- (27) 菅浦文書三九二号、三九六号に記されるこの相論は無年号であるが、前掲(9)田中論文ではこれを他の文書群との関係から応永五・六年頃と推定している。
- (28) 菅浦文書三九五号。
- (29) 菅浦文書三九三号。
- (30) 前掲(6)。
- (31) 佐野静代「琵琶湖の自然環境からみた中世堅田の漁撈活動」史林第九六卷五号、二〇一三、三六一―六九頁。

- (32) 滋賀県教育委員会編「琵琶湖総合開発地域民俗文化財特別調査報告書二 びわ湖の專業漁撈」一九八〇、一四八頁。
- (33) 釣猟師組(小番城)共有文書「水産會へ上申ノ一年間ノ漁獲高」明治十五年九月(喜多村俊夫『江州堅田漁業史料』アチックミュージアム、一九四二での文書番号一六九)。
- (34) 黒田日出男「竹生嶋神領菅浦の堺相論―「近江国菅浦与大浦下庄堺絵図」―」(同『中世莊園絵図の解釈学』東京大学出版会、二〇〇〇)に研究史の整理がある。
- (35) 前掲(9)田中論文、三五頁。
- (36) 瀬田勝哉「菅浦絵図考」武蔵大学人文学会雑誌第七卷二号、一九七六、一―三九頁。
- (37) 前掲(34)。
- (38) 前掲(34)。
- (39) 下坂守「古絵図と古文書―堺相論絵図を中心に」(京都国立博物館編『古絵図の世界』一九八四)。小山靖憲「菅浦絵図のコスモロジー」(同『中世村落と莊園絵図』東京大学出版会、一九八七)。
- (40) 「諸寺縁起集」所載「竹生島縁起」の解題(鈴木学術財団『大日本佛教全書』第九三卷解題三、一九七三)による。
- (41) その論証については、前掲(36)瀬田論文に詳しい。
- (42) 前掲(36)。例えば「檀那院衆徒等申状」(菅浦文書六二七号)では「弁才天女垂迹之勝地」である竹生島の靈威と、その領地で「不断常燈所進地」である菅浦の位置づけが説かれている。
- (43) 「諸寺縁起集」竹生島縁起(鈴木学術財団『大日本佛教全書』第八三卷寺誌部一、一九七三)。
- (44) 苅米一志「日本中世における殺生観と狩猟・漁撈の世界」史潮四〇号、一九九六、六一―三〇頁。
- (45) 謡曲「竹生島」でも浦の漁師に身を変えた龍神と天女(弁才天)が登場しており、漁民の信仰を集めていたことがうかがえる。
- (46) 保立道久「腰袋と『桃太郎』」(同『物語の中世―神話・説話・民話の歴史学』講談社、二〇一三に所収)。
- (47) 前掲(9)田中論文。
- (48) 竹生島文書「堅田釣猟惣代一札」天保二年九月。
- (49) 前掲(48)による。
- (50) 前掲(34)。